

## ■施設の使いやすさの配慮事項の検討について

### 【背景・現状】

- バリアフリー法や福祉のまちづくり条例により、建築物におけるハード部分のバリアフリー化に関しては一定の進捗をみているが、建築物の義務基準には適合していても、使い勝手が悪いなどといった事例が散見される。
- また、既存施設等のバリアフリーに関して、府民や障がい当事者等から改善事例や工夫された事例の紹介を求められるケースが多い。

### 【課題】

- 使い勝手がよくなるためのポイント・工夫された事例を紹介するものがない。
  - 〔 設計者側…どのようなことに気をつけるべきか知りたいが情報が無い。 〕
  - 〔 当事者…良い事例を紹介したい際に、まとまったものがないため、紹介しづらい。 〕
- 現在、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例で規定しているのは、主に経路（移動等円滑化基準）であり、利用居室の内部等については規定がない。⇒インテリアも含め、バリアフリー化を啓発することが必要

### 【対応（案）】

- 建築物の設計時における配慮事項やバリアフリー改善事例等をまとめ、府のホームページにて公表する。

#### ○事務局収集する事例

##### 飲食店・物販店（例）

##### ①配慮すべきポイント

- 〔 ・利用居室内で配慮すべきポイント 〕
- 〔 ・条例の規制がかからない建築物で最低限配慮すべき経路・便所等（条例の規制内容）のポイント 〕
- 〔 ・ソフト面で配慮すべきポイント 〕

##### ②義務基準に適合していても使い勝手が悪い事例

##### ③改善事例

- 〔 ・既存建築物の段差解消例 〕
- 〔 ・トイレの改修例 〕

##### ④工夫された事例

- 〔 ・省スペースで使いやすく計画された事例 〕
- 〔 ・さまざまな利用者に使いやすく計画された事例 〕

##### 映画館（例）

##### ①配慮すべきポイント

- ・利用居室内で配慮すべきポイント（照明・段差・車いす使用者の観覧席について）

##### ②工夫された事例

- ・さまざまな利用者に使いやすく計画された事例

### 【スケジュール（案）】

- 今年度：事務局において配慮事例を収集し、素案を作成。  
（事例の収集に当たっては、審議会委員等に依頼し、推薦を受けるものとする。）
- 来年度：部会にて素案を議論、審議会に報告ののち公表。（来年秋を別途）